

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けて、以下の必要な税制上の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品間（上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引（取引所取引））の損益通算の範囲を拡大すること 2 損益通算の拡大に併せて、現行の債券税制について次の見直しを行うこと <ol style="list-style-type: none"> ① 債券の利子・譲渡所得等を申告分離方式に変更すること ② 利払日に個人等が保有している場合のみ源泉徴収の対象とすること ③ デフォルト債の損失は譲渡損失とみなすこと ④ 償還期間3年以下の割引債について、発行時の源泉徴収を廃止すること 3 損益通算の拡大にあたっては、特定口座を最大限活用すること（預金・債券の利子、先物取引（取引所取引）の決済差金、国外株式（国内上場）の配当等について特定口座での取扱いを可能とすること） 4 制度導入にあたっては、個人投資家の利便性を損ねたり、金融機関の過度の負担とならないよう十分に配慮すること。 	
	減収見込額 （平年度）	— 百万円 (— 百万円)

<p style="text-align: center;">新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的 個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備が図られること。</p> <p>(2) 施策の必要性 個人投資家の積極的な市場参加を促すためには、リスク資産の損失に係る税制上の取扱いについて整備を行うことが重要である。 現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど金融商品間において損益通算の制限があり、リスク資産の損失について十分な整備がなされていない。 このため、金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要である。 また、預金・債券に損益通算の範囲を拡大するにあたっては、課税方式を株式等の課税方式（申告分離課税）と同様に変更する必要があるが、債券市場については、税により市場の流通性が阻害されているなどの問題点（課税玉と非課税玉の分断問題）がかねてから指摘されているところであり、当該課税方式の変更に併せて現行債券税制の抜本的な見直しを行う必要がある。</p> <p>（注）課税玉と非課税玉の分断問題 金融機関等が保有する債券（非課税玉）の利子については、源泉徴収が免除されているが、個人から購入した債券（課税玉）については、金融機関等が保有しているにもかかわらず、源泉徴収が課されてしまうため、金融機関等と個人との流通が分断されてしまう</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク資産に係る税制上の取扱いが整備され、個人投資家の積極的な市場参加が促進される。 ・ 現行の複雑な金融税制から投資家にとって簡素でわかりやすい税制が実現される。 ・ 税制による市場の歪みが是正され、金融商品間の中立性が確保される ・ 現行の債券税制の課題について併せて見直しを行うことにより、債券市場の流通性が改善される。 ・ 特定口座を最大限活用することにより、投資家の利便性が向上し、投資家の立場に立った税制が実現される。 								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1453 461 1610"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="461 1453 1489 1610"> <p>Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1610 461 1758"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1610 1489 1758"> <p>個人投資家の積極的な市場参加が促される環境整備が図られること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1758 461 1919"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="461 1758 1489 1919"> <p>恒久措置とする</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1919 461 2074"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1919 1489 2074"> <p>（政策の達成目標と同じ）</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>個人投資家の積極的な市場参加が促される環境整備が図られること。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置とする</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大</p>								
<p>政策の達成目標</p>	<p>個人投資家の積極的な市場参加が促される環境整備が図られること。</p>								
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置とする</p>								
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>								

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	平成 21 年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所との間の損益通算が認められることとなった。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯		平成 17 年度税制改正から要望している。